

宇部市保育の実施選考基準表(令和8年度)

令和7年10月作成

【表1】基本指数表

保育の必要な事由		指数	確認書類	
就労	・被雇用者 ・自営※1 (中心者)	月160時間以上の就労を常態	12	就労証明書等
		月140時間以上の就労を常態	11	
		月120時間以上の就労を常態	10	
		月100時間以上の就労を常態	9	
		月 80時間以上の就労を常態	8	
		月 52時間以上の就労を常態	7	
	・自営※1 (協力者) ・在宅勤務 (被雇用者 除く) ・内職	月160時間以上の就労を常態	10	
		月140時間以上の就労を常態	9	
		月120時間以上の就労を常態	8	
		月100時間以上の就労を常態	7	
		月 80時間以上の就労を常態	6	
		月 52時間以上の就労を常態	5	
求職活動	求職活動	1		
妊娠・出産	産前の期間にあって、医師より特別な安静を必要とされている	12	診断書及び親子健康手帳等	
	出産予定日の8週間前～出産日から8週後の翌日の属する月末	10	親子健康手帳等	
疾病・ 障害	疾病	入院1か月以上	12	診断書及び入院計画書
		居宅内 療養	常時病臥	12
	月複数回の通院加療を要する		7	
	上記以外の自宅療養		5	
	障害	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)程度	12	各種手帳
		身体障害者手帳(3級)、療育手帳(B)、精神障害者保健福祉手帳(2級)程度	10	
身体障害者手帳(4～6級)、精神障害者保健福祉手帳(3級)程度		7		
介護・ 看護等	付添い	施設や病院等へ常時付添い	12	診断書等及び申立書
	居宅 介護	全面的な介護が必要な者(要介護5・4・3)の介護	10	介護保険証及び申立書
		部分的な介護が必要な者(要介護2・1)の介護	7	介護保険証及び申立書
		上記以外の程度	5	申立書ほか
災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たれない場合	15	り災証明書	
就学	就労の項に準じる、在宅による就学は自営(協力者)の項に準じる		在学証明書ほか	
不存在等	単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等	10	各事由に応じて	

* 基本指数について、同一保護者で複数の項目に該当する場合は指数が高い方を適用する。

【表2】調整指数表

調整項目		指数	確認書類
福祉的配慮	特に児童の養育が困難であると認められる場合	20	関係機関からの意見書等
	虐待やDVのおそれがある場合	10	
	離婚調停中(同居している祖父母がいない)、ひとり親世帯	2	
	単身赴任(赴任地は隣接市を除き、同居している祖父母がいない)	2	
	生活保護世帯(保育要件が就労又は求職活動要件の場合に限る)	5	
	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	5	
	入所児童が障害を有する場合	3	障害者手帳
養育環境の配慮	卒園による連携施設への転所(小規模保育事業所)※2※3	6	
	卒園による転所(3歳未満児認可保育所、小規模保育事業所)※2	5	
	卒園による転所(認可外保育施設、企業主導型保育施設)※2	2	
	1号認定(教育認定)のみの兄弟姉妹が在所している施設への申込み※8	5	
	多胎児による2人以上の同時申込み(保育認定に限る)	3	
	兄弟姉妹等による2人以上の同時申込み(保育認定に限る)	2	
	1号認定(教育認定)在所児の2号認定(保育認定)への変更※9	3	
子育て支援・少子化対策の配慮	市内の保育所等に従事(内定)しているもの※4	7	
	育休明けによる申込み※11	3	
	第3子以降の児童の申込み	3	
	産前産後事由等による在所児の異なる保育必要事由による継続入所	3	
	前年度待機児童(希望待機は除く)の申込み※5 4月選考時のみ適用	3	
減点	正当な理由がなく、保育料を滞納している	-5	
	家庭保育可能な祖父母※6と同居している	-3	
	家庭保育可能な祖父母※6が市内にいる	-1	
	一度入所が内定した施設を辞退した場合(当該年度の利用調整に適用)※7	-5	

* 調整指数について該当する項目が複数の場合はそれぞれを加点する。

【表3】指数合計が同数となった場合に優先する世帯の考え方

1	基本指数が高い世帯を優先
2	同居している祖父母がいない世帯を優先
3	居住地から直線距離で10km圏内に祖父母がいない世帯を優先
4	就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯を優先
5	利用者負担額(保育料)決定に使用する市町村民税額が低い世帯を優先

【表4】 予約入所（*希望する保育施設が受け入れ可能な場合に限る。）

1	<p>兄弟姉妹がすでに入所している保育施設（隣接する連携施設等を含む※10）への申込み</p> <p>* 認定こども園の場合は、在所児が保育認定（2号・3号）または教育認定＋施設等利用給付認定（1号＋新2号または新3号の認定を受けている方。年々少の場合は前述の認定が取得可能な状況と同様な状態であると認められる方）を取得している場合に利用可。ただし、申込み時点で施設等利用給付認定を新たに求職活動により取得している場合は対象外。</p> <p>* 小規模保育事業所において、対象連携施設が新制度未移行幼稚園の場合は、在所児が施設等利用給付認定（新1号は除き、新2号または新3号の認定を受けている方。年々少の場合は左記認定が取得可能な状況と同様な状態であると認められる方）を取得している場合に利用可。ただし、申込み時点で施設等利用給付認定（新2号または新3号）を新たに求職活動により取得している場合及び満3歳に満たないプレスクール利用児は対象外。</p> <p>* 小規模保育事業所において、対象連携施設が企業主導型保育施設の場合は、在所児が保育認定（2号・3号）を取得している場合に利用可。</p> <p>* 正当な理由なく保育料を滞納している場合は予約入所不可。</p> <p>* 入れ替わりで、退所・卒園する場合は対象外。</p>
2	<p>市内の保育施設に保育士として就労予定の者の同保育施設への申込み</p> <p>* 受け入れ児童数の拡充に繋がる場合に限る。* 在籍している保育士の子どもを受け入れる場合に限る。</p>
3	<p>育児休業取得により一旦退所し、育児休業明けに在所していた保育所への申込み</p>

* 受入枠に限りがあるため、希望が多い場合は入所ができない場合あり。

宇部市保育の実施選考基準表別紙

※1：自営とは、父母が営む事業のほか祖父母が営む事業所に勤務することをいう。

なお、父母が同じ事業所の場合は中心者は世帯主とする。

※2：受入対象児童が0～2歳児クラスのための施設を卒園し、3歳児クラスに入所する転所に限る。4月選考時のみ適用。

対象施設については【別表1】を参照。

※3：受入対象が0～2歳児である小規模保育事業所では卒園後の受け皿となる連携施設（幼稚園、保育所等）を設定。

保育所選考における優先受入の対象施設については【別表2】を参照。4月選考時のみ適用。

※4：市内の保育所等に従事（内定）しているものとは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園に従事する保育士、幼稚園教諭、保育教諭をいう。

※5：受付締切日時時点で待機期間が6か月以上であり、前年度最初に入所選考を受けたときに待機児童となったものに限る。

待機児童は、保育必要事由（求職活動は除く）に該当し、希望する保育所のみならず、入所可能な保育所等のない児童のことをいう。

※6：家庭保育可能な祖父母とは、市内在住・65歳未満・未就労で日中保育可能な祖父母のことをいう。

※7：認可保育所に内定した旨の内示通知書のキャンセル期限経過後に入所辞退の申出をされたことをいう。

5月以降の選考においては、内定連絡以降に入所辞退の申出をされたことをいう。

※8：選考時点で1号認定のみの兄弟姉妹が在所しているまたは兄弟姉妹が1号認定（施設等利用給付認定取得予定含む）で入所が内定していることをいう。なお、新1号認定の兄弟姉妹が在所している場合も同様とする。

※9：1号認定（教育認定）在所児が同一施設内で2号認定（保育認定）への変更を希望することをいう。

ただし、加点対象は就労状況の変更や外部要因等合理的理由による申請に限る。

※10：同一施設以外の予約入所対象施設は【別表3】を参照。

※11：重要事項確認票4-1で「はい」を選択した場合は、本項目の加点は対象外とする。

【別表1】<受入対象児童が0～2歳児クラスのための保育施設>

認可保育所	第二乳児保育園
小規模保育事業所	宇部こぐま保育園、リトル明光乳児園、 たちばなナーサリー、プティット宇部保育園、 YICキッズ黒石保育園、新川こども園
企業主導型保育施設	YICキッズ、YICキッズテクノパーク、コロン保育園、 ぷていっと保育園、うべ岬こども園、あいぐらん保育園宇部
認可外保育施設	ひよこ保育園

【別表2】<連携施設卒園児優先受入枠設定状況>

小規模保育事業所	連携施設
たちばなナーサリー	たちばな幼稚園(認定こども園)
新川こども園	めぐみ保育園
宇部こぐま保育園	法泉寺保育園

* 受入枠に限りがあるため、希望が多い場合は入所ができない場合あり。

【別表3】<連携施設等予約入所対象施設>

小規模保育事業所	連携施設等
たちばなナーサリー	たちばな幼稚園(認定こども園)
リトル明光乳児園	明光幼稚園(新制度未移行幼稚園)
宇部こぐま保育園	協立こぐま保育園(企業主導型保育施設)